

亀山市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第39号

亀山市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年亀山市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第12条」を「第12条第1項」に、「条例第4条第1項の許可を受けた者」を「監督処分の相手方」に改める。

様式第14号中「法定外公共物に係る許可について、」を削り、「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。